

高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会の運営について

1. 委員会の概要

＜設置の目的＞

- ・ごみ処理施設を構成する技術は化学機械、電気、機械工学、建築などを統合した高度な技術であり、市のみで発注仕様書（要求水準書）や事業者評価基準の作成、事業者提案図書の審査等を行うことは困難なため、ごみ処理技術に関する学識経験者や建築等に関する有識者等で構成される選定委員会を設置し、建設事業者の選定を行います。

＜主な所掌事務＞

- ・公募条件（入札説明書）の審議
- ・発注仕様書の審議
- ・落札候補者選定基準書の審議
- ・事業者に対するヒアリング（事業者プレゼンテーション）の実施
- ・高度技術提案型総合評価落札方式による事業者提案図書の審査

＜組 織＞

委員会は5名以内で組織します。（設置条例第3条）

- ・ごみ処理技術に関する学識経験者（市技術顧問）2名
- ・建築に関する有識者 2名（岐阜県建築士事務所協会飛騨支部より選出）
- ・一般廃棄物処理について、専門的な知識を有する者（元ごみ処理施設建設運営担当者） 1名

＜事業者選定委員会の進め方＞

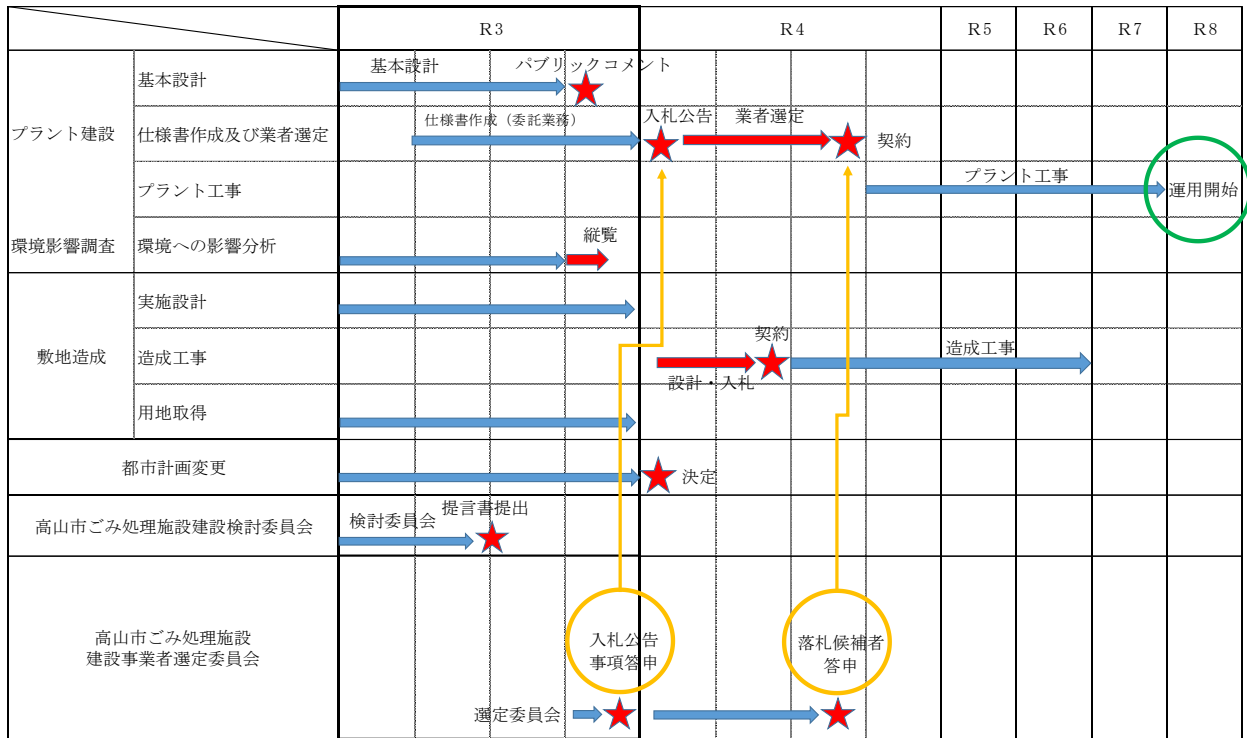
- ・全5回程度を予定（次の2. 今後のスケジュールによる）

＜任 期＞

- ・委員委嘱の日からごみ処理施設建設事業者の決定の日（契約日）まで（設置条例第4条）

2. 今後のスケジュール

事業全体スケジュール



委員会スケジュール

時期 (目安)	項目	内容
令和4年 1月12日	選定委員会① (対面会議)	・委員委嘱 ・委員長、副委員長の選任、概要説明等
3月	選定委員会② (対面 会議)	・入札公告関係書類の市への答申内容決定 入札公告、入札説明書、発注仕様書など
5月初旬	入札公告	【市 契約管財課】
6月中旬	入札参加資格審査	【市 契約管財課】
7月上旬	選定委員会③ (仮)	・経過報告 ※状況により書面のみ
9月上旬	入札書・技術提案書 提出期限	・各委員への技術提案書送付
9月下旬～ 10月上旬	選定委員会④ (対面 会議)	・基礎審査結果の報告・失格判定 ・審査方法の確認、ヒアリング確認点確認等
10月中旬	選定委員会⑤ (対面会議)	・事業者ヒアリング ・非価格審査 (様式に点数を入力)
10月中旬～ 10月下旬	開札 選定委員会⑥ (対面会議)	入札書の開札 (委員長、事務局立会い) ・価格審査の実施 ・総合評価 (非価格要素点+価格点) ・総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者 として市へ答申
10月下旬	契約審査委員会	落札者の決定
10月下旬	入札結果の公表	市契約管財課
10月末	仮契約	
12月中旬	本契約	(市議会議決案件)

3. 委員会の公開・非公開（案）について

<委員会の公開・非公開の判断について>

①入札参加者の正当な利益を害するおそれがある場合

②委員会の適切な審議に影響が出るおそれがある場合

③入札参加者の知的財産（技術提案）が流出するおそれがある場合

上記①②③のいずれかに該当する場合は委員会の協議により非公開とする。

<一部非公開とするもの>

- 委員会の傍聴
- 委員会の議事録（議事要旨）
- 委員会資料
- 審査結果

<公開とするもの>

- 委員名

<解説>

(1) 入札関係書（入札説明書・発注仕様書・落札候補者設定基準）の審議について
・審査過程を公開することにより、①入札参加者の正当な利益を害するおそれがある。
（傍聴した事業者が入札公告前に情報を得ることができる。）
・最終的に意思形成に至っていない情報を公開することにより、事業者などに誤解を招く恐れがあることや、②委員会の適切な審議に影響が出るおそれがある。
（特に事業者が傍聴することによって、審議に影響を与える。）
※上記については、高山市情報公開条例第6条第4号の規定により非公開とすることができる」と規定されている。

(2) 技術審査（評価・事業者ヒアリング）について
・技術審査を公開することにより、③入札参加者の知的財産が流出するおそれがある。
（入札参加者の知的財産（技術提案）を保護する必要がある。）
※知的財産の保護については、知的財産基本法により地方公共団体の責務とされている。
また高山市情報公開条例第6条第2号の規定により、公開することにより不利益を与える
と認められるものは非公開とすることができる」と規定されている。

<参考>

高山市情報公開条例（抜粋）

（非公開とする行政情報）

第6条 実施期間は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政情報については、非公開とすることができる。

（略）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。

（略）

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

知的財産基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。